

熊本都市計画益城台地中土地区画整理事業の決定 (益城町決定)

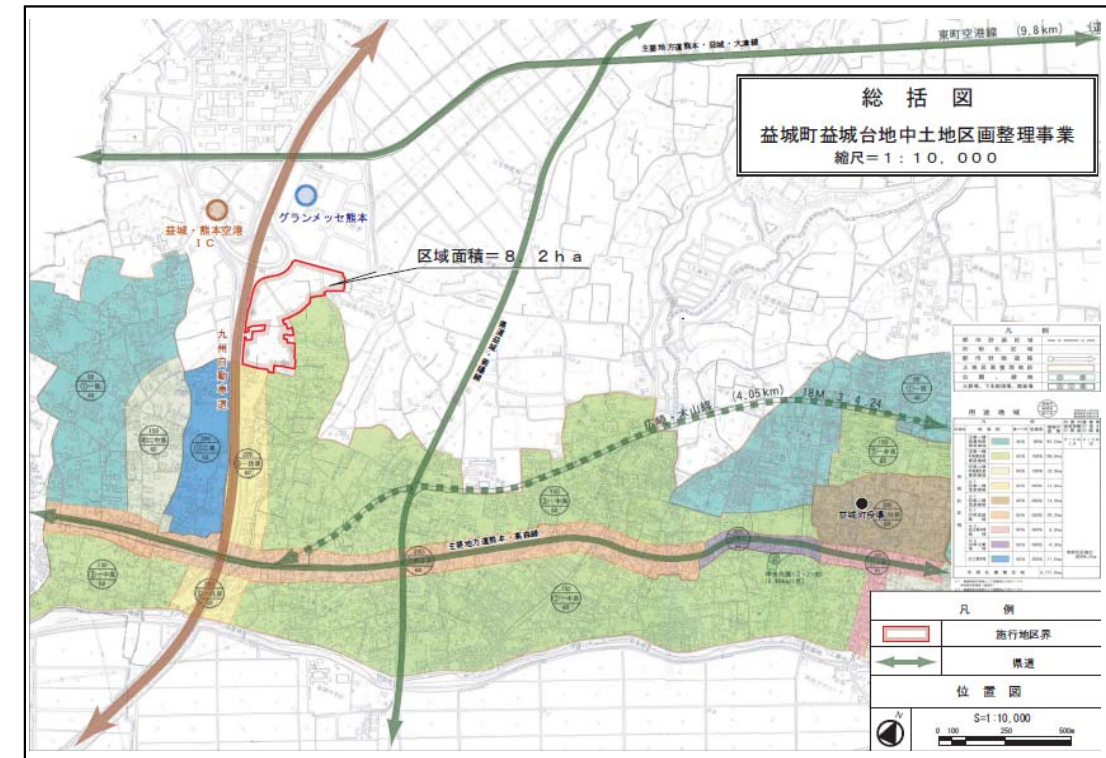
[図1]

1 決定の理由

本地区は、九州自動車道益城熊本空港IC及び幹線道路東町空港線に近接し、南側に隣接する市街化区域においては宅地開発が盛んに行われており、これらに囲まれた当該区域においても開発圧力が高まっている状況から、都市基盤施設が未整備のままスプロール化が進む恐れがある。

このようなことから、熊本都市計画区域マスタープランに郊外住宅地として位置づけを行い、安全・快適な魅力ある生活環境を形成するため、周辺地域の土地利用と調和を図り道路等の都市基盤施設を一体的に整備できる土地区画整理事業により計画的な市街化を図るものである。

土地区画整理事業を行うことで、幹線道路及び益城熊本空港ICの交通機能やグランメッセ熊本の交流機能等を活かした益城町の新たな発展核として調和のとれた総合的なまちづくりを実現しようとするものである。



2 決定の内容

[図2]

名称	熊本都市計画益城台地中土地区画整理事業	
面積	約8.2ha	
公共施設の配置	道路	住宅地として適正な街区を形成するよう4.0m～10.0mの区画道路を計画し、街区の発生集中する交通を安全・円滑に処理する。
	公園及び緑地	街区公園2箇所(施行地区面積の3%以上)を配置し、街区内の居住者の利用に供する。
	その他の公共施設	下水道: 益城町公共下水道事業として整備する。 上水道: 土地区画整理組合で整備し益城町に帰属する。
宅地の整備	周辺の自然環境や現況の地形を活かして、郊外型の良好な居住環境を形成する住居系地域として整備する。	



3 決定の範囲

区域面積約8.2ha(「図1.2参照」)